

NSW 州では 5 月 15 日(金)から集会等に関する一部規制が緩和されます(新型コロナウイルス関連)

#### 【ポイント】

- 5 月 15 日(金)から、屋外での 10 人以内の集会や 5 人以内の他家庭訪問が可能となります(人数には子供を含む)。
- カフェやレストランでは 10 人までの着席が可能です(人数には子供を含む)。
- どのような場合でも引き続き 1.5 メートルの物理的距離を保ち、衛生管理(手洗いと咳エチケット)を励行して下さい。
- NSW 州内の娯楽旅行は引き続き許可されていませんのでご注意ください。

#### 【本文】

1 ベレジクリアン NSW 州首相は 5 月 10 日(日)の記者会見で、15 日(金)から州内の規制を一部緩和すると発表しました。これは検査者数や集中治療室の収容能力が増加したこと等の状況を踏まえた上での決定です。

2 15 日(金)からの規制緩和により、以下の活動が可能となります。ただし、全ての活動は 1.5 メートルの物理的距離を確保することが前提です(注:上限人数は子供を含みます)。

- (1) 屋外での 10 人以内の集会
- (2) カフェやレストランでの同時に 10 人以内の着席
- (3) 他家庭への同時に 5 人以内の訪問
- (4) 結婚式への 10 人以内の参加
- (5) 葬式は屋内の場合 20 人以内、屋外の場合 30 人以内の参列
- (6) 宗教行事への 10 人以内の参加
- (7) 感染防止に注意した上での屋外器具使用
- (8) 制限付きでの屋外プール使用

3 NSW 州内での娯楽旅行は引き続き禁止なのでご注意ください。州内で外出が許可されるのは、これまでと同様に、通勤、通学、必要不可欠な買い物、通院や介護、運動の5つの目的のみです。

4 今回の規制緩和によって新型コロナウイルスの感染者を増加させないために、1.5メートルの物理的距離の確保や、どんなに軽い風邪症状(鼻水、咳、のどの痛み、発熱等)でも検査を受けることを、これまで以上に励行して下さい。州政府は、油

断こそが最大の脅威であり、ワクチンがない中で、特に規制緩和を行う際に警戒を続けることが必要であると強調しています。

5 NSW 州の更なる規制緩和については、州政府が今後の感染者数や市内感染の状況を注意深く見極めた上で決定します。

○NSW 州政府ホームページ

(5月15日の規制緩和に関する州政府メディアリリース)

<https://www.nsw.gov.au/news/nsw-to-ease-covid-19-restrictions-from-friday-15-may>

(NSW 州の新型コロナウイルス関連規制一覧)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

(新型コロナウイルス検査を受ける方法)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>